

・このQ&Aは、全国農業会議所とのやり取りや、関係機関等からのご質問に回答したものをまとめたものです。

前回版からの追加・修正されている項目です。

令和2年10月15日現在

No.	キーワード	質問	回答
1	初回登録 口座情報	金融機関コードを入れても反映されず、その先が入力できない。	インターネットエクスプローラーだと入力できないことがある。(Microsoft Edgeだと入力可能でした。)
2	ID 個人申請から代行 申請へ変更	個人で初期登録を行いIDを取得した。その後の入力はしていない。代行申請に切り替えたい場合、代行申請機関が取得し直すということでしょうか。	切り替えの場合は再登録をしてください。
3	ID 援農者の事業と人材 呼び込みの事業 両方を申請	同一の農業者が、援農者の事業と人材呼び込みの事業と、両方を申請する場合、IDはそれぞれ取得するのでしょうか	単一のIDで問題ありません。
4	出勤簿 タイムカード	日付ごとに従業員の押印が必要でしょうか。タイムカードの写しでもよいでしょうか(この場合押印ありませんが)。	押印は必要ありません。出勤簿については始業時間、終業時間、休憩時間、労働時間が明確になっていればタイムカードの写しでも問題ありません。
5	代替人材の書類 住所地がわかるもの	代替人材の住所地が分かる書類として、運転免許証以外には何がありますか。	(以下すべて写しで可) 外国人の場合は在留カード。日本人の場合は、健康保険証、パスポート、住民票など公的機関が発行している現住所が確認できる本人確認書類。または代替人材あての公共料金の請求書等。なお、マイナンバーは避けてください。
6	直接雇用 賃金支払い 証拠	賃金を支払った証拠、たとえば、振込みの場合は通帳の写し、現金払いの場合の領収書の写し、などは求められていない、ということでしょうか。	直接雇用の場合は必要ありませんが、人材派遣や人材紹介の場合は事業者が出す領収書が必要です。
7	シルバー人材	シルバー人材センターにお願いした場合も、パートナー登録が必要。	シルバー人材センターのパートナー登録が必要です。契約形態に合わせたものでご登録下さい。
8	シルバー人材	シルバー人材センターへ業務を委任・請負した場合は、受託組織の扱い、シルバー人材センターから人材を派遣してもらった場合は、派遣会社の扱い。	相違ありません。

・このQ&Aは、全国農業会議所とのやり取りや、関係機関等からのご質問に回答したものをまとめたものです。

前回版からの追加・修正されている項目です。

令和2年10月15日現在

9	観光農園 申請提出期限 閉園日 雇用の最終日	閉園日と雇用の最終日が一致しない場合は、どちらか遅い方でよいでしょうか。どちらか遅い方でよいでしょうか。	閉園日から2カ月後が申請提出期限となります。
10	観光農園 雇用 助成対象	観光農園の場合です。内規 P13 表2「不足人員別、提出書類」で昨年同期の雇用人数がわかるもの、となっています。これは、たとえば昨年2名雇用、今年は5名雇用、となった場合、3名分しか対象にならない、ということの意味していますか？しかし、昨年の2名は半日勤務だが、今年は1日勤務で来てもらった、という場合もあり得ます。そうではなく、今年の雇用者に対して一律500円/時間と考えてよいのでしょうか。	観光農園は人数の上限なく雇用者に対し一律500円/時間です。昨年同期の人数が分かる従業員名簿は、昨年雇用されていた方が本事業の代替人材として申請されていないか確認するためにいただいています。
11	観光農園 雇用 助成対象	昨年度、観光農園の開園期間にAさんを半日単位で雇用していた。今年度、観光客が来れなくなったため、再びAさんを雇用し、1日出勤してもらい、昨年度以上に働いてもらった。→差額の半日は対象にならないのでしょうか。	同一人物を雇用している場合にかかる経費等は対象外です。
12	観光農園	観光農園の申請条件について教えてください。直売所のみ営業した場合や、もぎ取りの入園者を地元の方に限定して受け入れている場合は申請可能か。	原則は閉園していること。ただし、直売所を開けているケースについては問題ありません。また、入園者が地元の方のみの場合も昨年の来園数を申告していただき、明らかに減収している等、収穫などの作業に代替人材が必要であることを説明できれば問題ありません。

・このQ&Aは、全国農業会議所とのやり取りや、関係機関等からのご質問に回答したものをまとめたものです。

前回版からの追加・修正されている項目です。

令和2年10月15日現在

13	ボランティア 助成対象	ワーキングホリデーやボランティアを利用していた農業者の事例です。ボランティアは継続で来てもらうわけではなく、間隔を空けて来られる場合が多いと思います。たとえば、昨年度、5月に来て、次に8月に来て、10月に来た、という場合、事業終了日は10月、ということでしょうか。つまり、5月に代替人材を雇用し、一旦雇用が切れたとしても、8月、10月と雇用予定であれば、10月が事業終了日でよいでしょうか。この場合、雇用確保のために、5～10月まで連続して雇用する場合もあると思われます。その場合、助成の対象となるのは、昨年度ボランティアを頼んだ時期の雇用のみ、ということでしょうか。	昨年度にボランティアを受け入れた時期のみが事業対象となります。また、ボランティアの場合は緊急事態宣言が発出されていた4～5月が対象となります。 回答はNo15、16に変更！
14	ボランティア 必要書類	ボランティアの場合の必要書類ですが、「不足人員との間に元々雇用契約がなかった」場合の提出書類に「前年の雇用状況がわかるもの」とあります。これは、具体的にどのようなものが必要なのでしょうか。観光農園と同じ考え方でしょうか。	従業員名簿をご提出ください。
15	ボランティア	上記、No.13の質問で、ボランティアは緊急事態宣言がでた4～5月のみが対象との回答をいただきました。別の情報で、ボランティアが行かない明確な通知、文書などがあれば認めてもよい、とのお話があったと聞きました。対象者の事例は、市町村が実施するワーキングホリデーが中止になったものです。この場合は、緊急事態宣言に係わらず対象になるでしょうか。	対象となります。中止の通知等を添付してください。

・このQ&Aは、全国農業会議所とのやり取りや、関係機関等からのご質問に回答したものをまとめたものです。

前回版からの追加・修正されている項目です。

令和2年10月15日現在

16	ボランティア	No. 未7の質問がOKの場合です。ワーキングホリデーには市町村が立てる年間計画があります。農家は、ボランティアを短い期間で数回受け入れるわけですが、事業終了はワーキングホリデーの年間計画の終了日でよいでしょうか。それとも、昨年8月と11月にボランティアを1週間受け入れ、今年は代替人材を雇用した場合、8月の1週間の雇用が終了すれば申請、11月にも同様に申請、となりますか。	8月、11月それぞれ申請してください。
17	人材呼び込み 必要書類	求人広告についてですが、これがコロナによる人材不足のための求人である、ということの根拠となる書類の提出が求められていません。提出しないまでも、備えておく書類があれば教えてください。	新型コロナウイルス感染症の影響による求人かわからない場合は念書をご記入いただくことで証明をしております。
18	人材呼び込み 事業終了日	コロナで人手不足となり、求人広告を出した。その後、ある程度の代替人材は確保できた。しかし、引き続き求人広告の掲載を継続している。事業終了日はいつになるでしょうか。	人材呼び込み支援事業の場合は求人掲載終了日が事業の終了日となります。
19	人材呼び込み 申請回数	1経営体が複数回申請できるのでしょうか。例：一度求人広告を出し、人手が確保された。その人が辞めてしまったので、再度求人広告を出した。	可能ではありません。
20	受託組織 代替人材に関する 書類	代替人材に関する書類で、出勤簿が必要となっています。この出勤簿は、受託組織が記録している出勤簿でしょうか。この場合、該当農業者の作業部分のみを抜粋するか、または作業場所が該当農業者の圃場であることがわかるように備考等で記載すればよいでしょうか。	受託組織が記録している該当農業者の出勤簿を提出して下さい。該当の日付部分については備考欄に記載してください。
21	受託組織 代替人材に関する 書類	受託組織の場合でも、免許証の写しとなっていますが、なぜ必要なのかご説明いただけると、納得して頂きやすいと思います。（人数が多い場合あり）	受託組織は免許証の写しが必須ではなくなりました。代替人材の住所地を記した名簿をご提出ください。
22	受託組織 費目別必要書類	「委託した作業にかかる時間の記載」とは、No. 未3の出勤簿とは異なり、農業者側の記録、ということでしょうか。	ご指摘の通りです。

・このQ&Aは、全国農業会議所とのやり取りや、関係機関等からのご質問に回答したものをまとめたものです。

前回版からの追加・修正されている項目です。

令和2年10月15日現在

23	受託組織	観光農園で、観光客が来れずにシルバー人材センターに頼んだケースです。昨年度もシルバー人材センターを頼んでおり、本年度、観光客が来ないので同じシルバー人材センターにさらに多くの作業をお願いしました。掛かり増し分が対象でよいでしょうか。 この場合、昨年度シルバー人材センターに頼んだ作業の記録を提出すればよいでしょうか。	対象になります。昨年度のシルバー人材センターに頼んだ人数等の実績を添付してください。
24	パートナー登録	既に作業が終了している場合、あとからパートナー登録でもよいか。	問題ありませんが、農業経営体の助成金申請前にはパートナー登録を完了してください。
25	パートナー登録	シルバー人材センターの場合、「『農作業受託に関する規約』又は類するもの」とは、具体的にどのようなものでしょうか。	シルバー人材センターが定めている標準作業単価表でも問題ありません。
26	パートナー登録	パートナー登録の際の添付資料ですが、「事業概要がわかる資料」はHPの画面を印刷したものでよいでしょうか。	問題ありません。できれば会社パンフレットのようなより詳細に事業確認ができるものをご準備ください。
27	パートナー登録	パートナー登録の際の添付資料ですが、パンフレット等分厚いものは郵送でもよいでしょうか。	システムで申請してください。
28	取り組み完了報告書	取り組み完了報告書ですが、申請者の押印はいらないのでしょうか。	不要です。
29	技能実習計画（様式第1号）	登録申請で提出する技能実習計画（様式第1号）ですが、第1面～7面まであります。どこまで必要ですか。	第1面（技能実習計画 認定申請書）と第2面（技能実習計画）をご提出ください。
30	外国人技能実習生雇用契約	不足人員との雇用契約がある場合を基本とされていますが、必要書類に記載のとおり実習計画書段階で来れなくなっているため雇用契約のある人はほとんどいないと考えてよいのでしょうか。	技能実習生の場合、認定申請書(様式1号)および認定通知書(2号)をもって雇用契約とみなされます。どの段階で来れなくなっているのか、正確にはこちらも把握してはおりませんが、多くが春先での入国ですので、多くの農家が通知書まで受領しているのではないかと考えています。(その先の在留資格認定申請でストップになっているのでは)

・このQ&Aは、全国農業会議所とのやり取りや、関係機関等からのご質問に回答したものをまとめたものです。

前回版からの追加・修正されている項目です。

令和2年10月15日現在

31	研修	農家が行う研修ですが、雇用契約書等に研修期間が明記されていないと対象にならないのか。また、労賃が支払われている場合は、実態として研修であっても対象にならないのか、それとも、労賃を支払っていても、実態があり事業対象にしていなければ、研修対象としてよいのでしょうか。また、その場合、研修か労働かの確認はどうするのでしょうか。	雇用契約書等に研修期間が明示されている必要はありません。労賃の支払いの有無も関係ありません。研修記録簿の日付と出勤簿を照合し、二重請求になっていなければOKです。
32	外国人技能実習生事業終了日	申請書提出期限について、事業終了日の2カ月後となっています。不足人員が技能実習生の場合の事業終了日は、不足人員の受入終了予定日となっていますので、予定日が10月末日の場合は、代替人材の契約期間（受入れ期間）がすでに終了していても、提出期限は12月末と解釈してよいのでしょうか。（代替人員が、不足人員の受入れ予定期間までいる方は少なく、すでに帰られた方や今月中に終了する人が多いとの情報があります。） （1人来たが辞め、その後また1人来たが辞めてしまった、という事例もあり）	受け入れ終了予定日で大丈夫です。
33	外国人技能実習生事業終了日	外国人技能実習生の代替人材が、外国人技能実習生の受け入れ終了予定日を過ぎて働いている場合。	受け入れ終了予定日以降の雇用は助成対象になりません。
34	外国人技能実習生事業終了日	不足人材である外国人技能実習生の受け入れ終了日が来年度以降の場合。	当事業の終了日である12月31日が事業終了日となります。
35	交通費（移動費） 宿泊費（居住費）	代替人材の2～3月の交通費（遠方からの移動費）、宿泊費は助成対象となりますか。	4/1以降のものが助成対象となります。
36	宿泊費（居住費）	新たにプレハブをリースして宿泊施設としている場合は対象となりますか。	リースであれば対象となります。 購入の場合は対象外です。
37	新規就農者	本年度からの新規就農者は対象となりますか。	コロナの為に予定していた人材が確保できなかったのであれば対象となります。